

説明書類の記載事項を記載した書面

第10期 2023年6月1日から2024年5月31日

2024年7月25日作成

監査法人名 監査法人八雲

所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-1-6

代表者 大橋玲子

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

- ・財務書類の監査又は証明
- ・財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談業務

沿革は次のとおりです。

- 2014年6月2日 東京都大田区を主たる事務所として監査法人八雲を設立
- 2020年6月25日 主たる事務所を東京都中野区に移転
- 2020年6月25日 従たる事務所を香川県高松市に新設
- 2022年7月12日 従たる事務所を東京都世田谷区に新設
- 2024年4月1日 主たる事務所を東京都渋谷区に移転
- 2024年4月1日 東京都世田谷区の従たる事務所を廃止

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は公認会計士法第1条の3第5項に規定する無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、法定監査及び任意監査の監査証明業務を提供しております。被監査会社数は、法定監査が11社、任意監査が2法人あります。

法定監査は金商法・会社法監査、会社法監査、学校法人監査、労働組合監査及び社会福祉法人監査であり、前期に比べて増加したのは、金商法・会社法監査が1社、会社法監査が2社です。

任意監査は生活協同組合監査他であり、前期に比べ増減はありません。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年5月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	3社	3社
②金商法監査	—	—
③会社法監査	3社	—
④学校法人監査	2社	—
⑤労働組合監査	1社	—
⑥その他の法定監査	2社	—
⑦その他の任意監査	2社	—
計	13社	3社

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項はありません。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、監査保証業務を通じて、クライアントにとって本当に必要な知識・情報・サービスを提供すること、及び財務情報の信頼性を確保することにより健全な経済社会の維持と発展に寄与することを経営の基本方針としています。社会を取り巻く環境は日々変化していますが、監査保証業務を通して、社会に貢献していきたいと考えています。

② 経営管理に関する措置

当法人の「経営の基本方針」を達成し、全ての専門要員が職業的懐疑心を発揮するために、法人の「監査マニュアル」に、監査業務のみならず、職業倫理及び独立性を含む主な法人管理業務に係る規程、要領、様式等を定め、全ての専門要員が、円滑に質の高いサービスを提供できる体制を構築しております。毎年実施する研修においては、「監査マニュアル」の改訂について重点的に説明し、その他の研修内容とともに、専門要員の理解が十分であるかアンケートを実施して確認し、十分でない場合には専門要員に詳細な説明をする体制を構築しております。

③ 法令遵守に関する措置

定期的に全ての構成員から「独立性チェックリスト」、「インサイダー取引を防止するための誓約書」を提出させ、独立性の確保を実施しています。

また、品質管理の重要性について、毎年実施する研修において、最高経営責任者が全ての専門要員に伝達し、徹底するよう努めております。

④ その他

当法人の監督・評価を行う独立した第三者として、企業等において執行役員、管理職などで経営機能にかかわった経験があり、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する知見を有する者を選任し、社員会等重要な会議の出席、文書の確認、ヒアリング等により経営機能の実効性についての監督・評価を行う体制を構築しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当法人の「監査マニュアル」に職業倫理及び独立性関連の規程及び要領等として、インシデントに対応するエスカレーションリスクを含む情報セキュリティ関係の規程等、インサイダー取引防止規程、利害関係確認書、監査ホットライン、倫理規則への対応等について定めています。当該規程及び要領については、毎年実施する研修において、最高経営責任者又は研修担当者が、事例等を踏まえて全ての専門要員に伝達し、徹底するよう努めております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、独立性に問題がないことを前提として、経営者の誠実性、ビジネスモデル、ガバナンス、コンプライアンス、財務内容等を十分に確認し、監査リスクの評価を行っています。

監査契約の更新については、中小事務所等施策調査会の答申に基づく最新の様式1（業種別に定める様式を含む）の該当する様式を使用し、リスクの評価を行い、リスクの程度が「中」「高」の契約更新については社員会で決定、リスクの程度が「低」の契約更新については、審査担当者が決定しています。

新規の契約については、社員会で決定しています。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、法人予算に基づく固定部分と稼働日数、担当業務の難易度、品質管理の理解度、定期的な考課等を反映した変動部分の合計で算出し、社員会で決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、研修担当者を中心として、教育研修の計画立案を実施し、継続的な職業的専門家としての能力開発が行えるよう指導しております。当法人の「監査マニュアル」に専門要員の教育・訓練に係る規程及び要領等として、研修要領、研修運営規程、研修履修管理規程、研修会管理者向けマニュアル、CPD受講要領について定めております。また、法人内研修については、法人内実施年度研修計画に沿って実施しています。

ウ. その他

すべての専門要員について考課を実施し、一定の水準に満たない評価項目がある者については、最高経営責任者が面談を行い、改善につなげる取組を行う体制としています。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関しては、「監査マニュアル」に定める「専門的な見解の問合せチェックリスト」及び下記「ウ. 監査証明業務に係る審査」に記載している「個別案件審査チェックリスト」で専門的な見解の問合せを実施しなければならない事項に該当した場合は、専門的な見解の問合せを実施しています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人は、業務執行社員と審査担当者との間や専門要員間及び専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決しない限りは監査報告書を発行しない体制となっております。早期に監査上の判断の相違を識別して、その解決に向けて最大限の努力を行う取組を行っています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

すべての監査証明業務について、審査担当者が計画審査と意見審査を実施しています。

意見審査において当法人の「監査マニュアル」で定める「個別案件審査チェックリスト」に該当する項目がある場合には、当該項目の事前審査を意見審査の受審前に受審します。また「個別案件審査チェックリスト」で専門的な見解の問合せを実施しなければならない事項に該当した場合には、事前審査に先立ち専門的な見解の問合せを実施いたします。

審査担当者については、「人的資源確保検討」文書を確認し、業務を実施するための適性及び能力を有しているか十分に検討して、社員会で選任しています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

上場会社に係る監査業務については、「電子調書に係る要領」を定めて2024年1月以降開始事業年度の監査業務から電子的監査調書の保存を運用しております。紙調書については、改ざんの防止について着実に取組むため、本部保管調書について、封印を確実にし、品質管理担当者が管理し、また、調書管理台帳に調書の受領日、封印日、持ち出しの履歴等を記載しています。

オ. その他

業務執行社員、審査担当者、査閲担当者等については、「人的資源確保検討」等資料を確認し、業務を実施するための適性及び能力を有しているか十分に検討して選任しています。

また、監査責任者、審査担当者等のローテーション計画については、社員会で決定し、「監査マニュアル」にローテーションの手続及び方針、計画について記載しております。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、品質管理のシステムに関する日常的監視及び一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を実施しています。

品質管理のシステムの監視は、品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施しています。

日常的監視は、品質管理責任者による検証を中心に実施しています。

定期的な検証は、サイクルを通常3年を超えない期間とし、循環的に監査業務の定期的検証チェックリストに基づき実施しています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめています。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は、品質管理の方針については「監査マニュアル」に品質管理規程等を定めており、「監査マニュアル」の制定については、社員会で承認いたします。品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、最高経営責任者が最終的な責任を負っています。

また、品質管理担当については、品質管理責任者をはじめ、不服と疑義の申立て受付者、情報システムセキュリティ担当者、専門要員の評価等担当者、専門要員の教育・訓練等担当者等を社員会で選任した専門要員が担い、担当業務及び担当者を「監査マニュアル」に記載しています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、特定社員がないため、該当事項はありません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2023年10月に通常レビューを受け、2024年1月に品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を受領しております。

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関しては、最終的な責任を有する最高経営責任者である大橋玲子が、当該措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24条の 4 又は第 34条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	-	6人

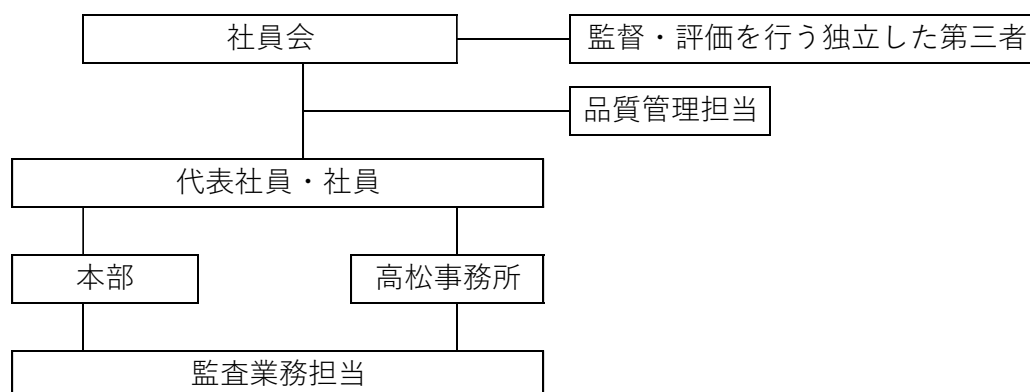
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要事項の決定又は承認	6人	-	6人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)本部	東京都渋谷区千駄ヶ谷2-1-6	5人	-	5人	12人
(従)高松事務所	香川県高松市伏石町2140-5-301	1人	-	1人	4人
合計2		6人	-	6人	16人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：円)

	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日
売上高		
監査証明業務	93,616,133	128,774,761
非監査証明業務	—	—
合 計	93,616,133	128,774,761

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付しておりません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人のため記載しておりません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため記載しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

金商法・会社法監査

株式会社フォーサイド

株式会社ケイブ

ジャパンワランティサポート株式会社